

知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成11年岩手県告示第291号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																								
<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 文書等 実施団体の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施団体の役職員が組織的に用いるものとして、当該実施団体が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 文書等 実施団体の役職員（<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第170条第1項に規定する評議員を含む。以下同じ。</u>）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施団体の役職員が組織的に用いるものとして、当該実施団体が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ [略]</p>																								
<p>別表（第2、第24関係）</p>	<p>別表（第2、第24関係）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 1099 427 1144">実施団体</th> <th data-bbox="427 1099 767 1144">適用除外文書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 1144 427 1189">[略]</td> <td data-bbox="427 1144 767 1189">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1189 427 1480">財団法人岩手生物工学研究センター（平成4年2月1日に財団法人岩手生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。）</td> <td data-bbox="427 1189 767 1480">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1480 427 1771">[略] 社団法人岩手県農業公社（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）</td> <td data-bbox="427 1480 767 1771">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1771 427 2018">財団法人岩手県観光協会（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）</td> <td data-bbox="427 1771 767 2018">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 2018 427 2056">[略]</td> <td data-bbox="427 2018 767 2056">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施団体	適用除外文書等	[略]	[略]	財団法人岩手生物工学研究センター（平成4年2月1日に財団法人岩手生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。）	[略]	[略] 社団法人岩手県農業公社（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）	[略]	財団法人岩手県観光協会（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1099 1118 1144">実施団体</th> <th data-bbox="1118 1099 1458 1144">適用除外文書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1144 1118 1189">[略]</td> <td data-bbox="1118 1144 1458 1189">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1189 1118 1480">公益財団法人岩手生物工学研究センター</td> <td data-bbox="1118 1189 1458 1480">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1480 1118 1771">[略] 公益社団法人岩手県農業公社</td> <td data-bbox="1118 1480 1458 1771">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1771 1118 2018">公益財団法人岩手県観光協会</td> <td data-bbox="1118 1771 1458 2018">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 2018 1118 2056">[略]</td> <td data-bbox="1118 2018 1458 2056">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施団体	適用除外文書等	[略]	[略]	公益財団法人岩手生物工学研究センター	[略]	[略] 公益社団法人岩手県農業公社	[略]	公益財団法人岩手県観光協会	[略]	[略]	[略]
実施団体	適用除外文書等																								
[略]	[略]																								
財団法人岩手生物工学研究センター（平成4年2月1日に財団法人岩手生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。）	[略]																								
[略] 社団法人岩手県農業公社（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）	[略]																								
財団法人岩手県観光協会（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）	[略]																								
[略]	[略]																								
実施団体	適用除外文書等																								
[略]	[略]																								
公益財団法人岩手生物工学研究センター	[略]																								
[略] 公益社団法人岩手県農業公社	[略]																								
公益財団法人岩手県観光協会	[略]																								
[略]	[略]																								

<p>財団法人岩手県下水道公 社（昭和62年3月31日に 財団法人岩手県下水道公 社という名称で設立され た法人をいう。）</p>		<p>公益財団法人岩手県下水 道公社</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>財団法人岩手県国際交流 協会（平成元年10月18日 に財団法人岩手県国際交 流協会という名称で設立 された法人をいう。）</p>		<p>公益財団法人岩手県国際 交流協会</p>	
<p>財団法人岩手県林業労働 対策基金（平成3年10月 31日に財団法人岩手県林 業労働対策基金という名 称で設立された法人をい う。）</p>		<p>公益財団法人岩手県林業 労働対策基金</p>	
<p>財団法人ふるさといわて 定住財団（平成5年5月 20日に財団法人ふるさと いわて定住財団という名 称で設立された法人をい う。）</p>		<p>公益財団法人ふるさと いわて定住財団</p>	
<p>財団法人さんりく基金（ 平成6年5月2日に財団 法人三陸地域総合研究セ ンターという名称で設立 された法人をいう。）</p>	<p>[略]</p>	<p>公益財団法人さんりく基 金</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	

備考 改正部分は、下線の部分である。